

## 浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、市内中小企業者の生産性向上を図り、競争力強化を支援するため、浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）
- (2) 前年度に本補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を完納している者であること。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由がある者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は（以下「補助事業」という。）、浜松市内の事業所において、産業用ロボットを導入することにより、生産性向上を図る事業とする。ただし、導入済の産業用ロボットの更新は対象外とする。

### (補助対象期間)

第4条 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日からその日が属する年度の2月末までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。  
ただし、消費税、地方消費税及び印紙税は対象外とし、対象経費が本補助金以外の国又は地方公共団体における補助金等の対象となったときは、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、1件当たり5,000千円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、市長が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 決算書（直近2期分）又は確定申告書（直近2期分）
- (3) 会社案内等の企業概要資料
- (4) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）を通知するものとする。また、不交付と認められたときは、その旨を通知するものとする。

2 市長は前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に基づく事業状況について、補助事業年度の終了後3年間にわたり、毎年1回、市長に報告しなければならない。

- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

#### (変更の交付申請)

第 10 条 補助事業者は、前条第 1 号の規定に基づき、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第 6 号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第 7 号様式）、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第 8 号様式）を補助事業者に通知するものとする。

#### (事業の中止)

第 11 条 補助事業者は、第 9 条第 1 号の規定に基づき、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、中止承認通知書（第 10 号様式）を補助事業者に通知するものとする。

#### (実績報告書)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後 10 日以内に、補助事業実績報告書（第 11 号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。

#### (交付の確定)

第 13 条 市長は、第 12 条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第 12 号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第14条 補助金の交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内に補助金請求書(第13号様式)を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定取消通知書(第14号様式)をもって補助金交付の決定を取消することができる。

- (1) 規則第17条第1項各号に該当するとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 第9条の規定に基づく交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助金の決定後に、補助金対象事業と同一の事業において他の助成制度による財政的支援を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 財産の処分を制限する期間(以下、処分制限期間という。)は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間のとおりとする。

3 第1項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書(第4様式)により通知するものとする。

5 第4項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その

内容について財産処分報告書（第5号様式）により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であって、第5号様式による市長への報告があったものについては、市長の承認があったものとして取り扱うものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月13日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費区分	内容
産業用ロボット導入に要する経費	産業用ロボットの購入、搬入、据付若しくは調整等、産業用ロボットの導入に要する経費
導入に伴う付帯経費	産業用ロボットの導入に伴い必要となった、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、及び活用に必要な技術指導の受入に要する経費
その他経費	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費